

広島県告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成三十一年二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画道路事業三・四・三五号寺家中央線

三 事業施行期間

平成三十一年二月七日から平成三十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県東広島市西条町寺家字尾形及び字鎌田地内

使用の部分

なし